問い合わせ/市民税課普通徴!ホームページをご覧ください。

市民税課普通徴収担当・特別徴収担当

(内線2254~2257)

広報かがやき1月号又は

混雑緩和のた

なお、平成27年分所得税の確定申告の日程などは、

地区指定日でのご協力をお願いします

県民税の申告受付日程・会場を左表のとおりご案内します。

・ 県民税の由生受付日程(受付時間=9時~15時30分)

| ◆市・県氏祝の申告受付日程(受付時间=9時~15時30分) | | | | | | | |
|-------------------------------|---------------------|---|--|--|--|--|--|
| とき | 申告会場 | 地 区 | | | | | |
| 2月23日(火) | 川里生涯 | 広田、北根、赤城、赤城台 | | | | | |
| 2月24日(水) | 学習センター | 関新田、新井、境、上会下、屈巣 | | | | | |
| 2月25日(木) | | 吹上、吹上富士見 | | | | | |
| 2月26日金 | | 筑波、吹上本町、南 | | | | | |
| 2月29日(月) | 吹 上 生 涯 学習センター | 大芦、下忍 | | | | | |
| 3月1日(火) | | 北新宿、新宿、鎌塚 | | | | | |
| 3月2日㈱ | | 榎戸、荊原、袋、前砂、明用、三町免、小谷 | | | | | |
| 3月4日儉 | 田間宮生涯学習センター | 大間、北中野、登戸、宮前、糠田、堤町、緑町、 幸町 | | | | | |
| 3月8日侧 | 箕田公民館 | 箕田、すみれ野、中井、三ツ木、愛の町、川面、 寺谷、稲荷町、赤見台 | | | | | |
| 3月9日(水) | あたご公民館 | 原馬室、滝馬室、小松、松原、氷川町 | | | | | |
| 3月11日金 | | 人形、本町、本宮町、雷電、富士見町、栄町 | | | | | |
| 3月14日(月) | ク レ アこうのす | 鴻巣、上・下生出塚、中央、ひばり野、生出塚、 市ノ縄、八幡田、笠原、郷地、安養寺、常光、 下谷、上谷、西中曽根 | | | | | |
| 3月15日(火) | | 加美、宮地、東、天神、神明、逆川 | | | | | |

※期間中、市民税課及び支所窓口での受付は行いません。各施設の駐車場は、台数に限り があるため利用できない場合がありますので、

当する方

る方

③公的年金等の収入が 万円以下で確定申告の必要 $\frac{7}{4}$ が 0

除以外に控除の追加

がなく、

を1

月25日別に郵送して

所得がない

、ます

源泉徴収票に記載のある控

市

ホー 市

1

ジにもあ

つりま

民税課・ ムペ

両支所及

び

寄附金 控除 寡婦・ 票」に記載されている控除 方 除や配偶者控除、扶養控除、 種所得がある方 なく次の事項に該当する方 引きされている社会保険料控 公的年金等の収入以外の 「公的年金等の (医療費、 寡夫など)以外の各種 (注) など)を受ける 生命保険料、 源 泉徴 줒 各 収

る方 外の年金、 4 などの雑所得や一 源稿 保険の 酬 時所得の 満期返戻 公的年金以 金

い方 万円以下の、 日以降生まれで年金収入が 下の方、 で年金収入が、 昭和26年1月1日以前生まれ ⑤無収入の方など 方は、申告不要となります。 あっても、 ○公的年金等の収入のみで、 注) ふるさと納税ワンスト 特例制度をされる方を除く 前記の①~⑤に該当する方で 又は昭和26年1月2 次の項目に該当する 被扶養者が 148万円以 98

額療養費の給付

康保険税関係の

軽減措置や高 を受ける方は

度を受ける方、

福祉・

国民健

た方 与収入の方で年末調整を受け 口 l 年末までに入居した方に対す 特別税額控除の適用 は年末調整で扶養親族として ○市内在住 る従来の税源移譲に伴う住宅 ○市・県民税の住宅借入金等 扶養している方の申告又 所得税の確定申告又は給 ン控除の方も含む) の家族に扶 (平成18 が養さ があ

申告してある方 を要する方、 場合であっても、 ※申告不要の用件に該当する ひとり親家庭等医療費助成制 な所得証明書等の各種 や事業資金などの申請に必要 所・公営住宅入居・介護保険 児童扶養手当 保育所 証明 書 入

必要と認められる方へ申告書 申告書の送付/前年の 申告が必要です 市・県民税の申告が 状況を

必 币 姿な方 ・県民税の申告が

年1月1日~12月31 の必要ない方 に該当し、 状況が次の で市内に住所があり、 対象/平成28年1 所得税の確定申 (1) (5) (7) **月** 日の収入 いずれ 平成 日 現 か

②給与所得者で次の のある方 ①営業・農業 不 動 事 産 ず項に該 0) 所 得

払報告書の提出がない 円以下の各種所得がある方 ○主たる給与所得以外に20 ○勤務先から市役所に給与支 方 万

附金)寡婦 注 (寡夫)、 などの控除を受け 医療費、 寄

)確定申告書を提出された方

申告期限は3月15日まで!期限内に申告を

申告に必要な

次の書類 2 印 収 鑑 入 金 額 や 経 費 0) 分 か

る

収支内訳 所 営業 得 が 等 あ 書 る や領 場 農 業 合 Ш 書 記 不 動 入 済 産 0 \mathcal{O}

明 合 \bigcirc 書など Ш 与 源泉 徴 年 収票、 金 収 入 支払者の が あ る 場 証

険 証 料 明 各 書 種 控 玉 除 民 命 を受 年 保険 金 î 保 料 険 場 料 地 合 震 保 寄

る

Ш

附 \bigcirc 金など) Ш 医 医 療 費 費 控 又は領収 0) 除 明 を 細 受 書 書 け 及 る び 場 領

収合 合 \bigcirc Ш 障 障 害 ||害者手 者 控 帳、 除 を 又は障 受 け る 害 場

る方は、 ○寡婦 除対象者等認定書 寡 一談時に き 控除に該当 申 出 す

域

ル

1

ブ

市

+

1

コ

1 ブ 所

ださ ために

取

待ち時 間短 縮の

を整理 をお願いします。 前 に 療費控除を受ける方は 局 医 計算 療を受け ことに 領 明 た人 細 収書など 書 0 病 作

ŋ

ル

は

平

H

0)

み

曜

 \mathbf{H}

もの

郵送申告を 利用ください

場合 郵 5 するだけ 済 無: 0 送することが は、 0 収 源泉 8 う 入 申告 6 0 Ž, 0 徴 方 で申告が 収票の 市 書に 1 0 中 民 申 必 告 できま 税 央 完了 課 要 Þ 1 写 年末 事 L を 1 す 項 す 調 添

所得 • 課税 疈

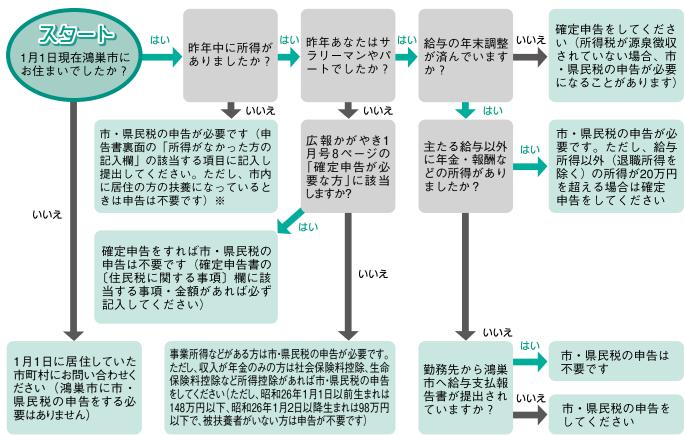
税通 する 数料 は 税 税 証明 証明 知書 成 所 6 得 28 1 年 発送: 書 書 月 通 Ш 上 度 非 後 1 旬 税 市 所 5 課 証 普 県 税 得 か 明 0 からす 書等 川 民 証 証 通 税に 明 明 で 徴 す。 書 書 収 所 0 関 発

発行 市 税 証 民 窓 崩 グ 口 書 ル 市 1 Ш プ 民 3 税 0 民 Ш 課 0 里 円 支 吹 所 ビ 上 支 地

は、 1 ま H 扱 Ш 本庁 プ Ш 8 時 蕳 8 時 舎 Ш 時 30 * 里. 30 分 0 証 吹 支 分 開 明 上 所 17 庁 書 支 時 12 地 時 0 所 間 域 時 15 即 市 グ 内 分、 \mathbf{H} 民 ع ル 交 グ な 土

このフローチャートは、市・県民税の申告が必要かどうかの簡易な目安です。当てはまらない場合もあ りますので、ご不明な点は市民税課へお問い合わせください。

フローチャート



※申告が不要となっても、保育所入所・公営住宅入居・介護保険や事業資金等の申請に必要な所得証明書等の各種証明書を要する方、 また、児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成制度を受ける方、福祉・国民健康保険税関係の軽減措置や高額療養費の給付を受ける 方は申告が必要です

65歳以上で公的年金を受給され ている方

特別徴

問い合わせ/市民税課特別徴収担当・普通徴収担当(内線制度が適用されます。特別徴収へのご理解をお願いします。 2254~2257) 所得割額と均等割額) 57得割額と均等割額)は、年金から天引きす65歳以上で公的年金を受給されている方の -金から天引きする特別徴収されている方の市・県民税

对象となる方 |平成28年度から特別徴収

さ

る市

民税 0

0) 税

額が

老

収します。

齢基礎年 n

金等 収

額を超える方

▶平成28年度から特別徴収の対象となる方の徴収方法

分の

となります。

納付書や

 \Box

[座振替での

納

額

のうち半分は、

従

戻来どお

きされていない

大方や、

天引き

介護保険料が年金から天引

| \setminus | 普通 | 徴収 | 特別徴収(天引き) | | |
|-------------|-------------|----|-------------|-----|----|
| | 6月 | 8月 | 10月 | 12月 | 2月 |
| 税額 | 年税額の 1/4 | 同左 | 年税額の 1/6 | 同左 | 同左 |

※年度前半において年税額の1/4ずつを6月・8月に普通徴収、年度後半に おいて年税額から普通徴収した額を差し引き、10月・12月・2月における 老齢基礎年金等の支給月ごとに特別徴収します

の対象となりませ

◆前年度より継続して特別徴収されている方の徴収方法

| | 特別徴収(天引き) | | | | | | | |
|---------|--------------------------|----|----|------------------------------------|-----|----|--|--|
| $ \ $ | 仮徴収 | | | 本徴収 | | | | |
| \ | 4月 | 6月 | 8月 | 10月 | 12月 | 2月 | | |
| 税額 | 平成28年2月 に徴収した額 と同額 | 同左 | 同左 | 年税額から仮 徴収した額を 差し引いた額 の1/3 | 同左 | 同左 | | |

年金の

支給停止などで公的

年

生まれ)

0) 5

方、

及び特別徴

収

月2日

昭和26年

·4 月 1

日

開始後に税額変更

転

出

を受けている65歳

(昭和25

老齢基礎年金等

0 支払 成28年4月

1

H

13

お

別徴

金

か

5

0)

特

別徴 公的

収

が

中

止

K

なった方で、

年金等所

に係る市・

代民税の 10月支給

納

税義

務

ある方は、

から特別徴収に

なります。

-成28年度の市

県民税

※4月・6月・8月においては平成28年の2月に徴収した額と同じ額を、10月・12月・2月において は年税額から当該年度の4月・6月・8月で仮徴収した額を差し引いた額の1/3ずつを、老齢基礎年 金等の支払いごとに特別徴収します

※年間の年金特別徴収税額の平準化を図るため、平成29年4月以降実施される仮徴収税額の総額(4

月・6月・8月の徴収分)は「前年度の公的年金等にかかる税額の2分の1に相当する額」となります

収されている方 |前年度より継続. て特別徴

給時に平 収した税額と同じ $\dot{4}$ 継続している方は、 平成27年10 月 成 6 28年2 · 月から 8 額を 月に 月 特 0) 仮 特別 平 年 別 金支 特 成 徴 28

Vol.3

知っていますか?障害者差別解消法

障がいのある方とない方が分け隔てられることなく、全ての国民がお互いに人格と個性を尊重し合って共 に暮らせる社会を実現するために、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法) が平成28年4月1日に施行されます。今月号では、差別解消のための取り組み義務についてお知らせします。 問い合わせ/福祉課障がい福祉担当(内線2617)

この法律で禁止されている差別の分野は?

日常生活及び社会生活全般に係る分野が広く対 象となります。ただし、雇用分野における差別につい ては、障害者雇用促進法の定めるところによります。

この法律で守らなければならないことは?

国の行政機関や地方公共団体では不当な差別的 取扱いが禁止され、障がいのある方への合理的配慮 が義務づけられます。なお民間事業者についても、 不当な差別的取扱いは禁止されます。

民間事業者とは?

目的の営利・非営利、個人・法人の別を問いま Α -般的な企業やお店だけでなく、例えば個人 事業者や対価を得ない無報酬の事業、非営利事業を 行う社会福祉法人や特定非営利活動法人も対象とな ります。

民間事業者などが合理的配慮の努力義務を守ら ない場合は?

同じ民間事業者などが、繰り返し障がいのある 方の権利や利益の侵害になるような差別をして、 主的な改善も期待できない時は、その事業分野の主 務大臣が報告を求めたり、行政措置(助言、指導、 勧告)を行ったりします。

個人には法的義務や責任はないの? Q

この法律は、国の行政機関や地方公共団体、民 間事業者などを対象とした法律で、一般の人が個人 的な関係で障がいのある方と接するような場合や、 個人の思想や言論は対象としていません。しかし、 全ての人が障がいのある方への理解を深めることは、 共生社会をつくるうえで、非常に大切なことです。